

各施設の受動喫煙防止対策

区分		改正健康増進法
第一種施設	保育所、認可外保育施設、幼稚園、 認定こども園、小・中・高校等	原則敷地内禁煙 (屋外に喫煙場所を設置できる)
	医療機関、行政機関、 大学、専門学校	
第二種施設	事業所、飲食店など施設の屋内	原則禁煙 (喫煙専用室等を設置できる)
	事業所、飲食店など施設の屋外(敷地内)	受動喫煙を防止するための措置を講ずることが望ましい
	飲食店及び喫茶店のみ	<ul style="list-style-type: none"> ・喫煙専用室等を設置した場合、標識を掲示 ・屋内禁煙の場合は規定なし
	既存特定飲食提供施設	既存の小規模飲食店(客席面積100㎡以下等)は、当面の経過措置として、喫煙を選択可能
屋外	公園等の屋外施設(20歳未満の者等が主に利用)	受動喫煙を防止するための措置を講ずることが望ましい
20歳未満の者及び妊婦への対応		喫煙をする際は、望まない受動喫煙が生じないよう周囲の状況に配慮
従業員等への受動喫煙防止対策		従業員(雇用関係にある者)に対する受動喫煙防止対策に努める

